

真珠区画漁業権の運用に係る実態調査の結果を踏まえた対応について

1 調査結果

- 漁協が徴収する名目としては、漁場使用料や協力金等となっているが、その用途は実質上以下の2類型となっている。
 - ① 他の漁業者、組合員等が営む漁業との調整に係るもの
 - ② 漁場環境調査、漁場環境維持、漁場監視等、漁場において漁業を営むにあたって受けるサービスに係るもの

- ①については、漁業に新規参入するような場合には、本来関係する漁業者すべてと個別に調整しなければならないところ、漁協が代替して行っているものであって、これに係る費用を徴収するのは妥当であると考えられる（養殖施設の設置により漁場を占有するため、他の漁業活動が制約される）。
 - ②についても、漁場を継続して利用するために漁協が提供するサービスに対し、漁協の組合員や他の漁業者同様に支払が求められているものであって、それ自体は妥当であると考えられる。

- その一方で、合理的であると言えるか否かについては個別の事情を踏まえて判断されるべきものではあるが、これら調整やサービスの対価として合理的か明確に確認できない、少なくとも参入側に疑問を生じせしめている事例、当事者間における意思疎通が十分でない場合も存在しているところ。

2 今後の対応

このような実態を踏まえ、これら調整やサービスを行う漁協が、その費用を受益の程度に応じて負担させることには妥当性があると考えられることから、何が許容可能で何が不適切なのかの基本的な考え方とともに、典型的に許容可能な事例と不適切な事例を示したガイドラインを策定することとしたい。